

報告第 10 号

小城市立岩松保育園運営事業者募集要項について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成 28 年 6 月 22 日

小城市教育委員会 教育長 今村 統嘉

報告理由

平成 30 年度に、小城市立岩松保育園を民間事業者へ移管することを目指し、小城市立岩松保育園の民間移管に関する選考委員会の承認を受けて、募集要項を制定するもの。

小城市告示第 号

小城市岩松保育園運営事業者募集要項を次のとおり定める。

平成 28 年 月 日

小城市長 江里口 秀次

小城市立岩松保育園運営事業者募集要項

1 概 要

小城市では、第3次小城市行政改革大綱を平成27年3月に策定し、持続可能な財政運営の推進の手立てとして民間活力の導入を図るものとしており、小城市立保育園・幼稚園の再編計画による小城市立岩松保育園（以下、「岩松保育園」という。）の民間事業者への移管を平成30年度に目指すこととしている。

運営事業者の選定にあたっては、岩松保育園の運営を継承していくとともに、常に保護者の意見を聞きながら、子どものことを最優先に考え、かつ質の高い安定した保育サービスを提供できる事業者に託すべく、プロポーザル（企画・提案）方式で、優れた提案を行った者を選定するものとする。

認可保育所等の開設・運営に関しては、この募集要項に定める事項を遵守することを条件とする。

2 移管予定保育園

施設名	小城市立岩松保育園
所在地	小城市小城町岩蔵1941番地4
開設年月日	昭和29年10月1日
利用定員	125名
延べ床面積	929.20㎡
敷地面積	5,356.17㎡
建設年	昭和59年4月 現園舎建築
構造	鉄筋コンクリート1階建て
駐車場	保護者用13台 職員用8台

※施設の図面等は、希望者に配布。

3 移管年月日

平成30年4月1日

ただし、移管事業者決定後に、保育所等の円滑な運営が見込めない重大な事態が発生した場合には、岩松保育園の保護者と話し合い、スケジュールの変更と対応策を講じるなど問題を解決したうえで、移管の時期を決定する。

4 財産の移管

- ア 岩松保育園の所管する市有地については、原則、無償貸与とする。
- イ 岩松保育園の所管する建物については、無償譲渡とする。
- ウ 岩松保育園の所管する備品については、原則、無償譲渡とする

5 応募の資格

社会福祉法人又は学校法人、若しくは移管時期までに社会福祉法人か学校法人の設立見込みの者で、現在、佐賀県内で保育所等を3年以上運営している法人。又は、保育所等の運営能力があると選考委員会が認める社会福祉法人又は学校法人。

利用定員125人規模の認可保育所又は幼保連携型認定こども園（以下、「保育所等」という。）を運営できると認められる者で、子ども・子育て支援法、児童福祉法、児童福祉施設最低基準等関係法令、又は就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律に適合し、「小城市立保育園・幼稚園の民営化ガイドライン」による以下の条件を満たすことのできる者。

- ①保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（以下、「要領等」という。）に準拠すること。その他、国、県、又は市の関係法令等に準拠すること。
- ②通常開所時間は、7時30分から18時30分の11時間とする。
- ③民営化対象施設の利用定員を継承すること。
平成28年度の岩松保育園の利用定員以上を継承すること。
- ④民営化対象施設の受け入れ年齢の継承
年齢構成等を継承すること。
- ⑤障がい児保育、特別支援教育の実施
身体に障がいのある児童のほか、発達障がい児及び愛着障がい児などの受け入れに取組むこと。
- ⑥利用者負担を保護者に求める場合は、市に相談を行うこと。
- ⑦苦情処理の仕組みの整備
苦情解決責任者、苦情受付担当者、及び第三者委員の設置を行ない、適切な対応を行なうこと。
- ⑧完全給食の提供
園で提供する給食については、完全給食とし出来るだけ地元産品を利用して、市が推進する食育活動に積極的に取り組むこと。

⑨アレルギー対応食の提供

保護者と協議を行ない、子どもの症状に合わせたアレルギー対応食の提供を行なうこと。

⑩延長保育及び一時保育等の特別保育事業の実施

延長保育の保育標準時間者への提供は18時30分から19時までとし、保育短時間者への提供は、7時30分から8時、16時から19時までとする。

保育所等に入所していない児童について、一時的に家庭での保育が困難になったときの保育に、できるだけ取り組むこと。

⑪保育所設置基準、及び認定こども園設置基準に準拠すること。

⑫地域子育て支援事業

地域の子育てに悩む保護者の相談事業に取り組み、子育てサークル等にてできるだけ取り組むこと。

⑬国基準の職員数に応じた職員配置基準を準拠しながらも、障がい児保育等に配慮した職員等を確保すること。

質の高い職員を確保し、保育環境の維持向上が図られるよう、年齢や経験年数を考慮したバランスのとれた配置を行うとともに、以下の要件を満たすこと。

※本要項でいう「常勤職員」とは、「「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」通知の施行について」（昭和51年4月16日厚生省発児第59号の5）通知中の、第13（1）（ア）に定める職員を示す。

・園長予定者は専任とし、特定教育・保育施設及び特定地域型保育施設（認可外保育施設含む）（以下、「特定教育・保育施設等」という。）で園長、副園長、教頭、主幹保育教諭及び主任保育士に相当する経験年数が合算して5年以上で、保育・教育の経験年数15年以上の保育士、幼稚園教諭、保育教諭又は社会福祉主事の資格を有する者又はこれと同等以上の能力を有する者を配置すること。

・副園長、教頭、主幹保育教諭及び主任保育士は特定教育・保育施設等で保育教諭、保育士又は幼稚園教諭としての経験年数が15年以上の者又はこれと同等以上の能力を有する者を配置すること。

・保育教諭又は保育士（以下、「保育士等」という。）の配置については、特定教育・保育施設等で保育士等又は幼稚園教諭としての経験年数が5年以上の者を又はこれと同等以上の能力を有する者を1/3以上配置すること。また、全体での正規職員割合を7割程度とすること。

- ・給食調理員は2名以上配置し、内1名は正規職員とし、栄養士又は調理師の資格を有するものを配置すること。
- ・移行する岩松保育園に勤務していた常勤職員(市職員以外)については、雇用を希望する当該職員を極力採用すること。
- ・移行する岩松保育園に勤務していた臨時職員(パート職員)については、雇用を希望する当該職員を極力採用すること。
- ・保育士等、保健師、看護師及び准看護師の配置については、児童福祉法、児童福祉施設最低基準または就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律等の関連法令に適合した配置をすること。

(参考) 平成28年度の岩松保育園の利用定員(単位:人)

年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
児童数	9	18	18	20	30	30	125
比率	3:1	6:1	6:1	20:1	30:1	30:1	
保育士	3	3	3	1	2	1	13

※上記人数は正規職員と常勤職員を基本とすること。

⑭ 保育運営の引継ぎ

- ・児童福祉の理念・公共性・公益性を持ち、本市における保育行政に積極的に協力する事業者であるとともに、自ら保育所等運営を行うこと。(運営を他者に委託することを禁止)
- ・岩松保育園を民営化することによる園児への影響を最小限に緩和するため、岩松保育園の保育目標を十分に理解し、「岩松保育園で大事にしていること」(別紙)を尊重し、具体的な運営に役立てるとともに、事業活動に盛り込むこと。

⑮ 共同保育の実施

- ・円滑な引継ぎを行うため岩松保育園と運営事業者の情報交換が円滑にでき、また岩松保育園の保育内容を新設園に継承することができるように、平成30年1月から3月の3か月間、法人から保育士等及びその他の職員を現在の岩松保育園に臨時職員として勤務させ、岩松保育園の保育士との共同保育を実施すること。
- ・共同保育の期間中、運営事業者から雇用された保育士等にかかる費用については、平成29年度小城市の規定の額とし、その費用は、小城市の予算の範囲内で支出する。

⑯引継ぎ保育の実施

- ・民間移管となる平成30年4月から12月の9か月間、園児と保護者の安定を図るために、岩松保育園の職員2人を新設園に配置し、助言等を行うために実施する、引き継ぎ保育を受け入れること。
- ・引き継ぎ保育を行うために配置された市職員は、クラス担任を行なうことはできない。また勤務時間は7時間45分(休憩1時間)とする。
- ・引き継ぎ保育に係る人件費は市負担とする。

⑰保護者説明及び保育見学会

- ・保護者の不安解消を図るため、保護者説明会や個別相談、保育参観を実施すること。また、民営化の準備、進行にあわせ適宜、話し合いや情報提供を行うこと。

⑱評価の実施

- ・民営化後の園運営における課題を把握し、質の向上へ向けて取り組むための支援を目的とした評価を実施すること。

⑲三者協議会の開催

- ・移管先事業者に決定後、岩松保育園の保護者との信頼関係を築き、円滑な移行を図る取り組みとして、保護者の心情に配慮した丁寧な説明と協議を行なうため、保護者・事業者・市との三者協議を行うこと。
- ・民営化後も当面の間、当協議会を存続すること。

⑳その他

- ・既に運営している保育所等がある場合は、移管決定後に縮小または廃園しないよう努力すること。
- ・正規職員以外に常勤職員を雇用する場合は、単年度契約ではなく複数年度に渡る契約を行うこと。
- ・複数の保育園等を運営している事業者の場合、保育士等の人事異動に際しては、子どもへの影響を考え、単年度で行わないよう極力配慮すること。
- ・市内の公立私立を問わず保育園、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設、小学校、及び地域との連携を図り、移管先法人は、市が実施する研修等への出席に配慮することとする。
- ・移管事業者に決定後は、保護者会との話し合いに参加するとともに、園長予定者にあっては保育内容の継承を目的に、岩松保育園の行事等に積極的に参加すること。

6 応募方法

移管事業者の選定にあたっては、現在の岩松保育園の運営を継承していくとともに、質の高い安定した保育サービスを提供できる法人に託すものとする。

(1) 応募方法

申込書(別紙1)に「提出書類一覧」(別紙2)による運営事業者としての法人の理念や意欲についての提案書を作成(様式は自由)し、持参または郵送で期限までに提出する。なお、提出書類は返却しない。

(2) 応募締切り

平成28年9月30日(金) 【必着】

※提出期限経過後の提出書類の変更や追加は受け付けない。ただし、本市から提出期限の変更等を指示をした場合はこの限りではない。

(3) 提出書類の部数と編さん方法

提出部数は、正本及び副本として各1部、また、電子データ(pdf可)でも提出してください。

提出書類は、正本及び副本それぞれについて、全体をバインダーでとじるとともに、当該バインダーに応募法人の名称を明記してください。正本及び副本は、提出書類ごとに表紙を付けて各書類の名称を明記するとともに、当該表紙に「提出書類一覧」(別紙2)の書類番号を表示したインデックスを貼ってください。(提出された書類は選考の審査以外には利用しません)

(4) 応募先

小城市教育委員会保育幼稚園課

〒845-8511 小城市三日月町長神田2312番地2

Tel 0952-37-6109 (直通) Fax 0952-37-6162

7 応募予定申込み

応募予定者は、別紙4により応募予定届を7月22日(金)までに、持参または郵便(必着)で応募し、8月4日(木)の募集についての説明会に参加すること。

提出期限経過後の提出書類の変更や追加は受け付けない。ただし、本市から指示した場合はこの限りではない。

8 募集についての説明会及び市立岩松保育園見学会

・日 時 平成28年8月4日(木)

- ・ 説 明 会 会 場 岩松保育園
 時 間 午前 9 時 30 分～11 時 00 分
- ・ 施設見学会 会 場 小城市小城町岩蔵1941番地4 Tel 0952-73-3250
 小城市立岩松保育園（小城市立岩松小学校西）
 時 間 午前11時00分～12時00分

9 応募に関する質問等

質問は、届出をした応募予定者に限る。

上記説明会の他、「応募に関する質問票」（別紙3）に要旨を簡潔にまとめ記入の上、保育幼稚園課（応募先と同じ）までファックスで送付すること。

◇質問期間 平成28年 8 月 4 日（木）～平成28年 8 月 10 日（水）

※質問につきましては、公平性を確保する為、他の応募予定者へも質問内容及び回答を提供するものとする。

10 選定方法・スケジュール

小城市立岩松保育園の民間移管に関する選考委員会による選定を踏まえ、小城市長が移管先法人を決定する。

～ スケジュール ～

- 【7月1日】 移管先事業者募集開始
- 【7月22日】 応募予定届（別紙4）提出〆切り
- 【8月4日】 募集要項説明会及び市立岩松保育園見学会
 （応募予定届の提出者へ、別途ご案内します）
- 【8月10日】 応募予定事業者からの質問・相談を受付
- 【8月31日】 応募予定事業者全てに、質問・相談への回答
- 【9月30日】 申込書提出〆切り
 小城市役所教育委員会保育幼稚園課に必着
- 【10月中旬】 選考委員会へのプレゼンテーションとヒアリング〔非公開〕
（日程調整有） 実施。（必要に応じて、応募法人への現地確認あり）
- 【11月中旬】 選考委員会による最終審査
- 【11月下旬】 選考結果を市長へ報告 市長による最終決定

11 応募事業者の選考条件

複数事業者の応募がなければ選考の審査を行なわない。

また、複数事業者の応募があっても、選考委員会による審査の結果、提案する事項がいずれも合格点に達しない場合は、募集要項等の見直しを図り再度公募を行なう。

12 選定審査結果の公表

決定した移管事業者については、名称等を公表する。

その他の応募者については、審査結果の内容の中で、名称等の当該応募者を特定させる情報の公開はしない。

なお、応募者からの提出書類については、運営事業者の選定に関する業務以外の目的には使用しない。

13 建設補助金

保育所等を新たに建築するにあたり、国・県の保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金の要件に該当する場合は、補助事業を活用して、予算の範囲内において補助金を支出する。

ただし、民間移管後5ヶ年は対象外とする。

別紙 1

平成 年 月 日

小城市長 様

所在地

法人名

代表者名

印

小城市立岩松保育園運営事業者応募申込書

標記の件について、小城市立岩松保育園運営事業者募集要項に基づき、下記の書類を添えて応募します。

記

1 法人に関する書類等

別紙書類一式

[担当者連絡先]

所 属

氏 名

電話番号

FAX 番号

Email

別紙 2

A 提出書類一覧

<これからの運営していく保育内容等>

- 1) 応募にあたっての考え
- 2) 保育所等運営にあたっての基本となる運営方針や目標
- 3) 保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく保育課程および年間指導計画
- 4) 一日の保育の流れと一年間の行事計画
- 5) 事故発生時の対応マニュアル、地震・火災等に備えた防災計画、安全管理計画
- 6) 健康管理や衛生管理に対する考え方
- 7) 障がいがある児童の保育についての理念、実施内容、職員配置等（経験者の人数、経験の内容を含む）の考え方
- 8) 延長保育の理念、実施内容、職員配置等の考え方
- 9) 一時預かり保育の理念、実施内容、職員配置等の考え方
- 10) 虐待への対応の考え方
- 11) 保護者説明・連携及び保育見学会の考え方
- 12) 地域とのかかわり方
- 13) 苦情解決に対する考え方
- 14) 保護者会とのかかわり方
- 15) 給食に対する考え方（アレルギー対応食を含む）
- 16) 職員配置の考え方
職員配置および勤務体制の計画等の考え方
①採用方法 ②資格 ③経験年数 ④雇用形態 ⑤配置ローテーション体制 ⑥賃金体系 ⑦健康管理 ⑧125人定員時の配置
- 17) 共同保育の考え方
- 18) 引き継ぎ保育の考え方
- 19) 職員の育成に対する考え方
①研修計画 ②園運営への参加 等
- 20) 保育の引継ぎについての考え方、及び園児の負担（制服及びカバン等）を最小限にする観点から、その方法や内容について
- 21) 保育所等運営にあたって事業者独自の自主事業やその特色について

- 22) 事業者としてのサポート体制について（経営・園運営・全般）
- 23) 受託業務の遂行が困難となったときの履行保証に関する考え方、及び具体的対応策

B 参考資料

<法人の実績又は計画内容>

（社会福祉法人、学校法人は下記に該当する書類又は相当する書類、社会福祉法人設立予定者は設立届(案)等の書類に変えて提出）

- 1) 登記簿謄本（原本）
- 2) 定款（最新のもの）
- 3) 納税証明書（過去2年分）※納税があった法人
- 4) 不動産所有・借用状況（平成28年7月1日現在）
- 5) 預貯金残高証明書（平成28年7月1日日現在）
- 6) 予算書（平成27・28年度）
- 7) 決算書（平成26・27年度）
- 8) 会計に関する経理規程（平成28年4月現在）
- 9) 事業計画書（平成27・28年度）、事業報告書（平成27年度）
- 10) 法人の事業経歴・概要
- 11) 役員・評議員の構成名簿
- 12) 法人代表者の履歴又は経歴がわかるもの
- 13) 法人就業規則、非常勤就業規則、給与規則
- 14) 佐賀県保育所指導監査結果（直近2回分：社会福祉法人指導監査等）
- 15) 評価結果
- 16) 園規則
- 17) 平成28年度保育課程
- 18) 平成28年度の「年間指導計画（クラス別）」及び平成28年4月の「月の指導計画（クラス別）」
- 19) 平成28年度職員会議年間実績表（日時、議題の入ったもの）及び平成28年4月の職員会議録
- 20) 平成28年5月のうち1週間分の園日誌
- 21) 平成28年5月のうち1週間分の0歳児と5歳児の保育日誌
- 22) 年間保健計画、実績、及び保健だより（1年分）
- 23) 年間保護者会計画及び実績

- 24) 職員研修計画・実施・参加状況
- 25) 職員勤務ローテーション表
- 26) 園だより、クラスだより、家庭向け情報提供書類（各1部）、連絡表
- 27) 防災計画・消防計画（平成28年度）、避難訓練実施記録（1回分）、消防署立入検査記録、防犯計画
- 28) 献立表（離乳食用・乳児食、幼児用・アレルギー児用、各平成28年5月分）
- 29) 保育所のしおり・パンフレット
- 30) 各種対応マニュアル（虐待対応、与薬、アレルギー対応等）

別紙 3

あて先：小城市教育委員会保育幼稚園課 行

FAX 0952(37)6162

応募に関する質問票

事業者名：_____

担当者：_____

TEL：_____

FAX：_____

E-mail：_____

質問内容

別紙 4

平成 年 月 日

小城市長 様

所在地

法人名

代表者名

印

小城市立岩松保育園運営事業者応募予定届

平成28年度に募集される小城市立岩松保育園運営事業者として、応募予定であることを届け出ます。

記

[担当者連絡先]

園 名

住 所

所属・職名

氏 名

電話番号

FAX 番号

Email

※書類送付先の住所等を記載して下さい。